

予 防 行 政



自衛消防隊消防操法大会

予 防 行 政 の 概 要

1 住宅用火災警報器の設置促進

住宅用火災警報器について、未設置住宅や条例の設置基準に適合していない住宅に対して、設置の徹底を働きかけ、また、既に設置されている住宅については、作動確認を行い、電池切れの場合は速やかに交換する等、適切な維持管理を呼びかけた。

また、火災発生時に人命危険が高い高齢者等に対しては、住宅防災診断を通じて、住宅防火に関する知識の普及を図るとともに、住宅用火災警報器の取付けが困難な世帯に、取付けの支援を行い、設置促進を図った。

2 予防広報の推進

市内で発生した火災原因の調査結果について警防課と情報共有し、こんろ火災、放火火災、その他火災発生の上位を占める原因や特に注意喚起すべき情報について、市政ニュース、ホームページなどの広報媒体を活用し、類似火災発生未然防止を図った。

また、住宅用火災警報器の奏功事例、住宅用消火器等の住宅用防災機器に関する情報等、火災から身を守るための情報を併せて発信することで、防火意識の高揚を図った。

さらに、こんろ火災の注意喚起及び住宅用火災警報器の設置・維持管理に関する映像を中心に市内各地で放映することで、住宅防火対策の強化を図った。

3 予防査察体制の充実強化

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が未設置である重大な消防法違反がある防火対象物をはじめ、5年を超えて消防用設備等点検結果報告がなされていない特定防火対象物や防火管理者未選任の特定防火対象物に対して優先的に査察を行うとともに、各消防署管内の防火対象物数等に差があることから、これを平準化して効率的に執行していくため、管轄を超えた査察支援体制を整えることにより、消防用設備等の設置・維持管理及び防火管理体制の確立を徹底した。

さらに、重大な消防法違反のある防火対象物に対しては、公表制度に基づき、利用者の安全を確保するとともに、機を逸することなく早期の是正を図った。

危険物施設については、施設の位置、構造、設備及び危険物の貯蔵、取扱いについて、法令基準に適合しているか着目し査察を行った。

防火対象物現況表

(令和6年4月1日現在)

用途別		所属別	合計 (棟数)	西宮消防署		鳴尾消防署		瓦木消防署		北消防署	
				本署	北夙川分署	本署	浜分署	本署	甲東東署	本署	山口分署
合計			12,278	3,349	1,292	2,338	900	2,449	1,022	325	603
1項	イ	劇場・映画館・観覧場等	6		1	4		1			
	ロ	公会堂・集会場	9	6				1			2
2項	イ	キャバレー・ナイトクラブ等	0								
	ロ	遊技場・ダンスホール	9	6		1		1	1		
	ハ	性風俗関連特殊営業店等	0								
	ニ	カラオケボックス・個室ビデオ等	3	1				1			1
3項	イ	待合・料理店等	0								
	ロ	飲食店	131	58	9	10	9	25	2	2	16
4項		百貨店・市場・マーケット等	236	63	24	47	16	51	14	3	18
5項	イ	旅館・ホテル・宿泊所	26	6	1	6	1		8	3	1
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	6,496	1,660	779	1,234	286	1,537	678	165	157
6項	イ	病院・診療所・助産所	134	36	15	39	4	21	8	4	7
	ロ	老人短期入居施設等	158	31	12	21	17	33	12	10	22
	ハ	老人デイサービスセンター等	248	68	22	44	17	53	13	14	17
	ニ	幼稚園・特別支援学校	71	15	8	10	3	23	8	2	2
7項		小・中・高・大・各種学校	451	47	53	125	25	78	103	13	7
8項		図書館・美術館等	20	2	3	1	7		6	1	
9項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場、その他これらに類するもの	0								
	ロ	イに掲げる以外の公衆浴場	4	3		1					
10項		車両の停車場、船舶の発着場	10	5		3		1		1	
11項		神社・寺院・教会等	143	55	15	12	9	24	15	5	8
12項	イ	工場・作業場	362	73	8	84	114	32		10	41
13項	イ	自動車車庫・駐車場	243	56	8	71	48	19	1	19	21
14項		倉庫	462	65	3	84	119	26	3	6	156
15項		前各項に該当しない事業所	919	283	56	151	133	133	37	50	76
16項	イ	複合用途のうち、特定の用途に供する部分を有するもの	1,209	425	196	225	37	226	61	10	29
	ロ	イ以外の複合用途対象物	912	382	79	165	55	162	41	7	21
17項		重要文化財等	14	1				1	11		1
18項		50 m以上のアーケード	2	2							

防火管理者選任及び消防計画届出現況表

(令和6年4月1日現在)

用途別		区分	法8条該当対象物			防火管理者選任対象物数			消防計画届出対象物数		
			合計	甲種対象物	乙種対象物	合計	甲種対象物	乙種対象物	合計	甲種対象物	乙種対象物
1項	イ	劇場・映画館・観覧場等	3	3		3	3		3	3	
	ロ	公会堂・集会場	5	5		5	5		5	5	
2項	イ	キャバレー・ナイトクラブ等	0			0			0		
	ロ	遊技場・ダンスホール	8	6	2	8	6	2	8	6	2
	ハ	性風俗関連特殊営業店等	0			0			0		
	ニ	カラオケボックス・個室ビデオ等	3	3		3	3		3	3	
3項	イ	待合・料理店等	0			0			0		
	ロ	飲食店	116	57	59	114	56	58	114	56	58
4項		百貨店・市場・マーケット等	172	123	49	164	116	48	164	116	48
5項	イ	旅館・ホテル・宿泊所	17	17		17	17		17	17	
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	1,341	1,341		1,299	1,299		1,291	1,291	
6項	イ	病院・診療所・助産所	59	57	2	58	56	2	58	56	2
	ロ	老人短期入居施設等	133	133		125	125		124	124	
	ハ	老人デイサービスセンター等	133	118	15	130	115	15	130	115	15
	ニ	幼稚園・特別支援学校	39	37	2	39	37	2	39	37	2
7項		小・中・高・大・各種学校	125	118	7	98	93	5	98	93	5
8項		図書館・美術館等	9	7	2	9	7	2	9	7	2
9項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場、その他これらに類するもの	0			0			0		
	ロ	イに掲げる以外の公衆浴場	4	2	2	4	2	2	4	2	2
10項		車両の停車場、船舶の発着場	2	2		2	2		2	2	
11項		神社・寺院・教会等	67	53	14	62	49	13	62	49	13
12項	イ	工場・作業場	55	55		54	54		53	53	
13項	イ	自動車車庫・駐車場	0			0			0		
14項		倉庫	40	40		38	38		38	38	
15項		前各項に該当しない事業所	269	223	46	257	214	43	256	213	43
16項	イ	複合用途のうち、特定の用途に供する部分を有するもの	839	745	94	729	638	91	719	628	91
	ロ	イ以外の複合用途対象物	205	194	11	188	178	10	185	175	10
17項		重要文化財等	0			0			0		
合計			3,644	3,339	305	3,406	3,113	293	3,382	3,089	293

防火対象物査察・検査実施状況

(令和5年度中)

用途別			区分	査察状況(※1)		消防用設備検査(※2)	
				防火対象物 (棟数)	査察実施対象物 (棟数)	検査届出対象物 (棟数)	検査実施対象物 (棟数)
1項	イ	劇場・映画館・観覧場等		6	6	2	2
	ロ	公会堂・集会場		8	12	2	
2項	イ	キャバレー・ナイトクラブ等					
	ロ	遊技場・ダンスホール		8	3		
	ハ	性風俗関連特殊営業店等					
	ニ	カラオケボックス・個室ビデオ等		3	1		
3項	イ	待合・料理店等					
	ロ	飲食店		111	67	10	3
4項		百貨店・市場・マーケット等		232	96	17	6
5項	イ	旅館・ホテル・宿泊所		20	24	2	
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅		6,480	2,376	293	136
6項	イ	病院・診療所・助産所		132	55	11	7
	ロ	老人短期入居施設等		150	84	31	22
	ハ	老人デイサービスセンター等		194	94	23	16
	ニ	幼稚園・特別支援学校		71	49	9	6
7項		小・中・高・大・各種学校		449	258	41	17
8項		図書館・美術館等		20	11	3	1
9項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場、その他これらに類するもの					
	ロ	イに掲げる以外の公衆浴場		4	2		
10項		車両の停車場、船舶の発着場		10	1		
11項		神社・寺院・教会等		140	83	4	
12項	イ	工場・作業場		362	137	30	10
13項	イ	自動車車庫・駐車場		226	112	12	5
14項		倉庫		456	194	38	15
15項		前各項に該当しない事業所		893	411	71	20
16項	イ	複合用途のうち、特定の用途に供する部分を有するもの		1,202	420	117	72
	ロ	イ以外の複合用途対象物		911	330	57	22
17項		重要文化財等		14	14		
18項		50m以上のアーケード		2			
合計				12,104	4,840	773	360

※1 国の調査報告要領に従い17項及び18項以外は延べ面積150㎡以上のものを計上

※2 消防法第17条の3の2により消防用設備等の検査が義務付けられている防火対象物を計上

用途別中高層（5階以上）防火対象物状況

(令和6年4月1日現在)

用途別		区分	合計 (棟)	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17~31	10階 以下 で31 m以 上の もの
				階	階	階	階	階	階	階	階	階	階	階	階	階	階
1項	イ	劇場・映画館・観覧場等	2	1													1
	ロ	公会堂・集会場	2	1	1												
2項	イ	キャバレー・ナイトクラブ等	0														
	ロ	遊技場・ダンスホール	0														
	ハ	性風俗関連特殊営業店等	0														
	ニ	カラオケボックス・個室ビデオ等	1		1												
3項	イ	待合・料理店等	0														
	ロ	飲食店	9	5	1	1	1	1									
4項		百貨店・市場・マーケット等	2	2													
5項	イ	旅館・ホテル・宿泊所	8		2	1	2	1					1				1
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	1,782	707	390	283	83	45	70	59	23	20	47	31	2	7	15
6項	イ	病院・診療所・助産所	20	7	8	1					1	1					2
	ロ	老人短期入居施設等	28	18	7	1							1				1
	ハ	老人デイサービスセンター等	4	3	1												
	ニ	幼稚園・特別支援学校	0														
7項		小・中・高・大・各種学校	50	31	11	1					1	1					5
8項		図書館・美術館等	0														
9項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場、その他これらに類するもの	0														
	ロ	イに掲げる以外の公衆浴場	0														
10項		車両の停車場、船舶の発着場	0														
11項		神社・寺院・教会等	5	2	2												1
12項	イ	工場・作業場	23	14	5												4
13項	イ	自動車車庫・駐車場	8	1	1	1											5
14項		倉庫	15	6	3	4											2
15項		前各項に該当しない事業所	73	44	14	6	1				1						7
16項	イ	複合用途のうち、特定の用途に供する部分を有するもの	256	138	55	24	12	3	3	1	1	2	4			8	5
	ロ	イ以外の複合用途対象物	248	114	62	30	10	10	4	5	4	1	2	1		2	3
17項		重要文化財等	0														
18項		50 m以上のアーケード	0														
合計(棟)			2,536	1,094	564	353	109	60	77	65	31	25	55	32	2	17	52

防火管理に関する講習の実施状況

(令和5年度中)

講習区分	講習回数	受講者数
甲種防火管理新規講習	8	456
甲種防火管理再講習	1	21
防火防災管理新規講習	1	22
防火防災管理再講習	1	8

建築物確認申請等処理状況

(令和5年度中)

合計	新築	増築	改築	修繕	模様替	用途変更	その他
380	313	4	1			2	60

12条報告・仮使用承認等処理状況

(令和5年度中)

所属別 処理別	合計	消防局	西宮消防署	鳴尾消防署	瓦木消防署	北消防署
12条報告等協議	8	8				
仮使用承認の協議						

危険物製造所等設置許可数

(令和6年4月1日現在)

合 計		261	構成比(100%)
製 造 所		3	1.1%
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	54	20.7%
	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	1	0.4%
	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	10	3.8%
	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	59	22.6%
	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所		
	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	7	2.7%
	屋 外 貯 蔵 所	6	2.3%
取 扱 所	給 油 取 扱 所	83	31.8%
	第 1 種 販 売 取 扱 所		
	第 2 種 販 売 取 扱 所	2	0.8%
	移 送 取 扱 所		
	一 般 取 扱 所	36	13.8%

危険物製造所等類別設置許可数

(令和6年4月1日現在)

種 別		合 計	第 1 類	第 2 類	第 3 類	第 4 類	第 5 類	第 6 類	混 在
施 設 別									
合 計		261	1			258			2
製 造 所		3				3			
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	54	1			51			2
	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	1				1			
	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	10				10			
	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	59				59			
	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	0							
	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	7				7			
	屋 外 貯 蔵 所	6				6			
取 扱 所	給 油 取 扱 所	83				83			
	第 1 種 販 売 取 扱 所	0							
	第 2 種 販 売 取 扱 所	2				2			
	移 送 取 扱 所	0							
	一 般 取 扱 所	36				36			

所属別危険物施設等現況及び査察状況

(令和5年度中)

施設別 所属別		政 令 危 険 物														少 量 危 険 物	指 定 可 燃 物	
		合 計	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所							
				屋 内	屋 外 タ ン ク	屋 内 タ ン ク	地 下 タ ン ク	簡 易 タ ン ク	移 動 タ ン ク	屋 外	給 油	第 一 種 販 売	第 二 種 販 売	移 送	一 般			
危険物施設等現況	合 計	256	3	53	1	10	57	0	6	6	82	0	2	0	36	480	154	
	消 防 局	38							6		32							
	西 宮	本 署	40		8	1	2	14			1	3				9	117	17
		北 夙 川 分 署	4		1		1	1								1	15	1
	鳴 尾	本 署	48	1	10			17			1	8				11	99	54
		浜 分 署	64	2	19		4	9			2	16				12	110	33
	瓦 木	本 署	10		5			3				1				1	42	3
		甲 東 分 署	8		2		3	1				1				1	12	
	北	本 署	11		2			3			2	3				1	22	
		山 口 分 署	33		6			9				18					63	46
査 察 状 況	査 察 実 施 数	247	2	34	2	7	49	0	13	2	100	0	1	0	37	163	40	
	消 防 局	70							6		64							
	西 宮	本 署	44		7	2	2	13		1		7		1		11	44	11
		北 夙 川 分 署	7		1		1	4								1	5	1
	鳴 尾	本 署	28		4			11		1		2				10	24	9
		浜 分 署	47	2	11		3	9		1		9				12	43	2
	瓦 木	本 署	7		2			2		1		1				1	7	
		甲 東 分 署	6		2		1			1		1				1	2	
	北	本 署	13		1			3		2	2	4				1	15	
		山 口 分 署	25		6			7				12					23	17

液体危険物タンクの完成検査前検査実施状況

(令和5年度中)

合 計	水 張 検 査				
	小計	10kℓ以下	10kℓを超え 1,000kℓ以下	1,000kℓを超え 2,000kℓ以下	2,000kℓを超えるもの
	0				
0	水 圧 検 査				
	小計	600ℓ以下	600ℓを超え 10kℓ以下	10kℓを超え 20kℓ以下	20kℓを超えるもの
	0				

危険物仮貯蔵・仮取扱承認状況

(令和5年度中)

合 計	仮 貯 蔵	仮 取 扱
41	10	31

少量危険物・指定可燃物・液化石油ガス等届出施設状況

(令和6年4月1日現在)

区 分	市条例関係					消防法第9条の3関係		
	少量危険物	指定可燃物	放 射 性 等 物 質	火 薬 類	高圧ガス (法9条の 3を除く)	圧 縮 アセチレン	液 化 石 油 ガ ス	毒 劇 物 質
施 設 数	482	154	14	8	47	14	255	12

住宅防災診断実施状況

(令和5年度中)

住宅防災診断実施数			合計	
			2,142	
訪問診断	実施数	留守宅数		訪問診断小計
	916	1,226		2,142
自己診断	火災編	地震編	日常事故編	自己診断小計
	94			94

住宅防災診断指導件数

(令和5年度中)

内 容	指導件数
市火災予防条例で、台所・寝室・階段に住宅用火災警報器の設置が義務となっています。火災から命を守るため、設置してください。	294
住宅用火災警報器はきちんと作動するものに取り替えておきましょう。	202
コンセント火災の原因となります。コンセントにホコリがたまらないよう、こまめに掃除しましょう。	94
火災の原因となることがあります。壊れかけている電気コードやガスホースは取り替えておきましょう。	16
暖房器具を使用していない時はスイッチを消しましょう。	33
火災の原因となることがあります。ストーブの上に洗濯物を干さないようにしましょう。	32
放火の要因となることがあります。家の周りにダンボールなどの燃えやすいものは置かないようにしましょう。	29
放火の要因となることがあります。ゴミは収集日の朝に出すようにしましょう。	11
避難の障害、放火の要因となることがあります。階段や廊下に荷物を置かないようにしましょう。	24
避難の障害となってしまいます。避難バルコニーのパーテーション付近には荷物を置かないようにしましょう。	8
消火器は必ず設置しておきましょう。	399
消火器の使い方を覚えておきましょう。	174
寝タバコをすると火事が起こりやすいのでやめましょう。	34
子供が遊びで使わないよう、マッチ・ライターは、子供の目や手の届かないところに保管しておきましょう。	12
火災の危険があります。料理で油を使用するときは、その場から離れないようにしましょう。	29
地震の揺れにより家具類が転倒・落下し怪我をしたり逃げ道をふさがれたりします。ぜひ対策しておきましょう。	221
いざという時のために非常持ち出し袋を用意しておきましょう。	264
避難生活や断水に備えて水を3日分は準備しておきましょう。	204
特に津波が発生した場合は避難が重要となります。地域の指定避難場所や津波避難ビルの場所を確認しておきましょう。	99
学校や勤務先などで被災した場合、誰がどこに避難するのかどのように連絡を取り合うのかなどを話し合っておくことで、安否確認がスムーズにできます。	168